

第1章

総合計画後期基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 総合計画後期基本計画策定の趣旨

川西町では町の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去3次にわたり総合計画が策定されてきました。平成29年（2017年）に策定された第3次総合計画では「安心 すくすく 豊かな心を育む かわにし」を将来像として、32の施策の取組により、まちづくりを進めてきました。

後期基本計画では、これまで推進された前期基本計画の内容を継承しつつ、本町における課題や変化する社会情勢などを見極め、持続可能な地域社会の形成に向けたまちづくりの方向性を明らかにするために策定するものです。

(2) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨

急速な少子高齢化の進展による人口減少や東京圏への人口一極集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、地方を活性化するための基本的な理念を定める「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨を踏まえ、本町において人口減少を克服し、将来わたくて活力ある地域社会を実現していくために、平成28年に第1期のまち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第1次総合戦略」という）を策定し、人口ビジョンを踏まえて人口目標を設定して計画的に施策の展開を図ってきました。

当初の計画を令和4年度まで延伸しており、このたび計画期間が満了を迎えるにあたり、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」などを勘案し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築したうえで、第2期まち・ひと・しごと総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という）を策定するものです。

2. 計画の役割

(1) 川西町総合計画

本町の目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするとともに、行政の各分野における計画や方針を総括する計画です。そのため、行政の最上位計画として位置づけられ、行政が実施する施策、事業を示すとともにその進行管理を適切に行う役割を担います。また、町内の住民や団体、企業とともに進めるまちづくりの共通の目標として、町政に対する理解と協力、積極的な参画を促す役割を担います。さらに、国や奈良県に対して、計画の実現に向けて支援と協力を要請する際に、本町の基本的な考え方を説明する役割を担います。

(2) 川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方などに基づき、本町の人口ビジョンを踏まえ、デジタル技術や時代にあった手法などを活用した地域課題の解決や活性化施策等を位置づけています。



3. 計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されています。この計画では「基本計画」の見直しを行うこととし、現行計画で定めた施策の体系や「取組方針」や「成果指標」などを見直し、「後期基本計画」として更新します。

また、本計画では第2期総合戦略を重点プロジェクトとして位置づけることとし、総合計画と第2期総合戦略との一体的な推進を図ることとします。

なお、社会情勢や本町を取り巻く環境などの急激な変化を考慮し、計画の変更が必要となった場合は、計画期間中であっても計画の見直しを図ります。



基本構想
まちづくりの基本理念、まちの将来像、その具体化のための施策の大綱を示すもの。
計画期間は10年（平29年度～令和8年度）

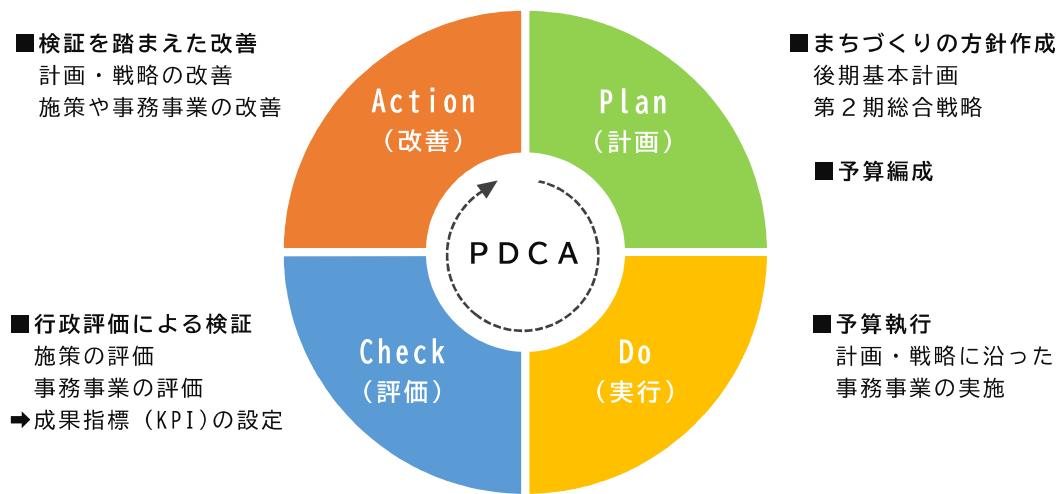
基本計画
基本構想を実現するための施策と基本的方向及び体系を示すもの。計画期間は5年で前期計画と後期計画に分かれる。
(→今回の見直し対象)

総合戦略
第1期を平成27年度から令和4年度までとし、第2期では総合計画と一体的に令和5年度から令和8年度までの期間として策定。
(→今回の見直し対象)

4. 計画の推進（基本構想からの一部抜粋）

（1）計画の推進に向けたP D C Aサイクル

計画を策定した後、進捗管理を行うことは迅速かつ効果的な行政経営につながります。そのためにはP D C Aサイクルの構築が必要です。今回、Planとして後期基本計画・第2期総合戦略を策定、Doとして予算執行の実施、Checkとして施策評価や事務事業評価による検証、Actionとして行政評価による検証により施策や計画等の改善という、一連のプロセスを実行します。



（2）協働の推進

今日では、自分の暮らしや地域の暮らしのことは自分たちで決めること多くなってきています。住民ニーズが多様化しており、行政だけの視点では住民ニーズを踏まえた自治体運営や住民サービスが提供できにくくなっているためです。そこで、本町では住民はもとより地域に関わりのある人や企業の声に積極的に耳をかたむけ行政経営に活かしていきます。

5. SDGsの設定

(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

SDGsは持続可能でよりよい社会の実現を2030年度までに目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載されました。後期基本計画及び第2期総合戦略では、新たな視点として、施策体系ごとの事業をSDGsで定められている17の目標に分類し、持続可能なまちづくりを推進します。

■ SDGsの17の目標

 1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行う	 14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 国際連合広報センターホームページから引用